

5年保存

基 発 第 0 3 3 1 0 2 0 号

平 成 1 8 年 3 月 3 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

フォークリフト運転技能講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省労働基準局長が定める者について

労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(昭和47年労働省告示第113号)第2号へ「同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省労働基準局長が定める者」について、下記の者を定めるので了知されたい。

記

都道府県労働局長の登録を受けた登録教習機関が実施したフォークリフトの運転の業務に係る講習であって、当該講習が労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第77条第2項第1号から第3号及び第7項に掲げる要件を満たしているものを受講し、修了した者